

R7年度石川県介護テクノロジー定着支援事業

【補助対象事業と補助額】 機器導入に付帯して必要となる経費の整理を追加。(Wi-Fi環境整備、PC、タブレット等)

事業項目	補助内容	導入事例等	県補助基準額	Wi-Fi環境整備	PC・タブレット端末等	
(1) 介護テクノロジー (第3条(1)ア)	①重点分野に該当する介護テクノロジー、介護サービスの質の向上につながると知事が判断した機器等	①移乗支援、④入浴支援	1機器につき 100万円	○	○	(1)～(3) 1事業所につき 上限額 400万円
		②移動支援、③排泄支援、⑤見守り・コミュニケーション支援、⑥介護業務支援、⑦機能訓練支援、⑧食事・栄養管理支援、⑨認知症生活支援・認知症ケア支援	1機器につき 30万円			
	②「介護業務支援」に該当する介護記録ソフト	介護記録ソフト	1事業所につき 250万円			
(2)その他の機器 (第3条(1)イ)	介護従事者の身体的負担の軽減など介護サービスの質の向上につながると判断できる機器	重点分野に該当しない移乗機器、生産性向上に資する福祉用具(スライディングボード)、インカム、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車、給与や勤怠管理ソフトなど	1機器につき 100万円	×		
(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援 (第3条(3))	介護テクノロジーを導入ために、外部コンサル会社のサポート等を受けるための費用	※メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象外	1事業所につき 45万円	×	×	
(4) パッケージ型 (第3条(2))	(1)の「介護業務支援」と、そのテクノロジーと連動するテクノロジーを導入する場合の経費	伴走支援事業にて伴走支援が決定した事業所が導入する介護テクノロジー機器	1事業所につき 500万円	○	○	(1)～(3)との併用不可